

議案第9号関連資料

明石市建設関係手数料徴収条例の一部改正について

1 改正の目的

建築基準法施行令の一部が改正され、令和6年4月1日に施行されることにより、新たに創設される認定事務に係る審査手数料のため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

建築基準法施行令第137条の12第6項及び第7項 認定関係

既存建築物に対して、省エネルギーの向上を目的とした改修工事（大規模の修繕又は模様替）を行う場合、現行法では建築基準法第43条（敷地等と道路の関係）及び第44条（道路内の建築制限）に適合させる必要があります。

今後の省エネ改修工事を促進させるため、建築基準法施行令を改正し、特定行政庁（市長）が認めた場合は、既存不適格のまま建築確認申請や検査が行えるものとする制度の手数料を制定します。（27,000円）

あわせて、引用法令の題名改正に伴う規定の整備を行います。

3. 近隣他市の状況

県内各特定行政庁は、改正時期及び手数料額とも同様になる見込みです。

4. 施行期日

改正建築基準法施行令の施行の日である令和6年4月1日を予定しています。